平成２５年（フ）第２７４号
岡山市東区藤井247番地23
債務者　曽根　　司
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９１号
岡山市東区西大寺中野６番地56
債務者　穐山　利香
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９８号
岡山県玉野市東紅陽台１丁目19番地156
債務者　君田　京子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４２号
岡山市中区倉田527番地13ムサシノビル東館502
債務者　宗定　里江（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５６号
岡山市北区撫川1059番地２マーリナ撫川202
債務者　相坂　未来
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６６号
岡山県瀬戸内市邑久町福谷1936番地、旧住所広島県福山市山手町６丁目15番27―２号ネオウェーブ山手M棟
債務者　山口　明菜（旧姓万代・久保）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2628番地197
債務者　佐々木滝男
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第１２７号
愛知県豊橋市花田町字百北101―１　プレシャス203号、住民票上の住所名古屋市西区笠取町２丁目48番地　アビタシオン庄内通205号
債務者　新美　裕之
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第９７号
長崎県佐世保市黒髪町6510番地212　アートインフレグランスⅢ102、旧住所長崎県佐世保市江迎町猪調1625番地４　ファミール富陽201
債務者　吉岡さなえ（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
長崎県佐世保市新田町492番地１、旧住所長崎県北松浦郡佐々町口石免1212番地１　ハイツテラ202号室
債務者　松田　純子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
長崎県佐世保市潮見町36番５―501号、旧住所長崎県佐世保市花園町２番11号
債務者　深浦　幸子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
愛知県新城市野田字上市場26番地２　上市場東住宅Ｃ棟106号
債務者　中島　愛子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３３６号
静岡県牧之原市細江5771番地２、住民票上の住所静岡県牧之原市細江3587番地２
債務者　川口　定男
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３７号
静岡県牧之原市細江5771番地２、住民票上の住所静岡県牧之原市細江3587番地２
債務者　川口　英子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４４３号
大阪府高槻市深沢町２丁目10番１―708号
債務者　木下　秀雄
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部